



平成27年度(H27.4~H28.3) 異物検査結果について

異物とは、人に悪影響を及ぼしうるガラスおよび金属等ではありますが、一般に異物検査は、生産、貯蔵、流通、販売の過程で、不適切な取扱いに伴って食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物を対象としています。

異物には、危険物（金属片、ガラス片等）や危険ではないが有害物（毛髪、ビニール片等）などの混入物以外に、原材料に由来するもの（軟骨や骨片等）、製造・加工過程で生成または残存したもの（野菜の皮、魚の寄生虫等）、食器に付着したもの（脂肪残渣、血液等）など、人に不快感を与えるものがあります。

異物の種類は主に、①動物性異物（食品害虫、骨片、ほ乳類の体毛や糞、羽毛等）、②植物性異物（種子、木片、わら、紙、カビ類等）、③鉱物性異物（プラスチック片、金属片、小石等）に分類されます。（厚生労働省監修「食品衛生検査指針(理化学編)2015」参照）

【市・町等から依頼を受けた異物検査】

兵庫県学校給食・食育支援センターでは、平成27年4月1日から平成28年3月末において、市・町等の依頼により403件の異物検査を実施しました。①動物性異物が194件、②植物性異物が115件、③鉱物性異物が84件、④その他10件を確認し報告しました。どのような異物が混入していたのか、その結果を下表にまとめました。

異物の種類	合計	混入していた異物
① 動物性異物	194件	骨片（牛、豚等、軟骨含む）71件、昆虫（幼虫、ハエ等）56件、毛髪類（獣毛含む）35件、原材料由来のもの（筋、殻、焦げ等）20件、寄生虫6件、血液2件、動物排泄物2件、爪1件、羽毛1件
② 植物性異物	115件	原材料由来のもの（米ぬか、パン屑、焦げ等）58件、植物片（根、葉等）27件、カビ類10件、植物由来加工品（紙類、繊維等）10件、木片6件、着色粒2件、種子2件
③ 鉱物性異物	84件	合成樹脂49件、金属片（鉄サビ含む）15件、鉱物19件、塗料1件
④ その他	10件	汚れ等4件、化学反応2件、不明4件

【異物の例】



動物性異物（骨片）



植物性異物（米ぬか）



鉱物性異物（合成樹脂）